

健生会デイサービスセンターたんぽぽ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人社団健生会が運営する、健生会デイサービスセンターたんぽぽ（以下「事業所」という）が行う、地域密着型通所介護及び予防通所介護相当の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護及び予防通所介護相当を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従事者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うものとする。

二 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

三 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

四 指定地域密着型通所介護及び予防通所介護相当の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等への情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 健生会デイサービスセンターたんぽぽ
- 二 所在地 東京都八王子市東町2番3号 5階

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理、地域密着型通所介護及び予防通所介護相当の利用申し込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握、地域密着型通所及び予防通所介護相当介護計画の作成等を行う。その他の事業所管理を包括的に行うものとする。
- 二 通所介護従事者
生活相談員 2名以上
看護職員 1名以上
同一敷地内八王子共立診療所からの看護師連携 協定済み
介護職員 3名以上
機能訓練指導員 1名以上
調理職員（調理補助員含む） 2名以上

通所介護従事者は、地域密着型通所介護及び予防通所介護相当の業務にあたるものとする。
生活相談員は、地域密着型通所介護及び予防通所介護相当の利用申込にかかる調整、また、利用者に対し日常生活上の相談対応・介護、その他必要な業務の提供にあたるものとする。
介護職員、看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他送迎等必要な業務の提供にあたるものとする。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行うものとする。

調理職員は、利用者の昼食等を調理する。調理員補助員は、盛付、配食、洗浄、清掃等の作業を行うものとする。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、以下のとおりとする。

一 営業日

月曜日～金曜日 (祝日も営業する)

休日は土曜日、日曜日、年末年始12月29日～1月3日

二 営業時間

午前8時30分から午後5時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

地域密着型通所介護及び予防通所介護相当

サービス提供時間帯 午前9時45分から午後4時15分 18人

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は下記に掲げるとおりとする。

1 介護・生活全般の支援

2 食事の提供

3 入浴介助

4 機能訓練

5 送迎

6 行事・趣味活動

7 健康管理

8 生活相談

二 事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、法定代理受領サービスである時は、その額の1割とする。

ただし一定以上の所得のある方は、その額の2割、3割が摘要されることがある。

三 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

四 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文章で説明した上で、費用の変更を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、八王子市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用者当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意する。

二 利用者は、入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用することとす

る。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従事者等は、地域密着型通所介護及び予防通所介護相当の提供を行っているときに、利用者に病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならないものとする。

(非常災害対策)

第11条 地域密着型通所介護及び予防通所介護相当事業所は、非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する為の計画を作成し避難訓練等を次のとおり行なうとともに必要な設備を備える。

防災訓練	年1回以上
避難訓練	年1回以上
通報訓練	年1回以上

- 二 事業者は、非常災害時に八王子市消防署及び八王子市高齢者いきいき課へ速やかに通報できる体制を確保する。
- 三 事業者は、非常災害時に利用者（及び地域住民）のために、最低でも3日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行うものとする。
- 四 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第12条 通所介護及び予防通所介護相当に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 二 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めると共に、衛生上必要な措置を講ずる。
- 三 事業所における感染症の予防及びまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
 - 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6か月に1回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底する。
 - 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
 - 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的に実施する。
- 四 事業所従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させる。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 二 事業所が得た利用者とその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人とその家族の了解を得る。

(身体的拘束等の排除のための取り組み)

第14条 当事業所では、緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束等を行わない。

(苦情処理)

第15条 管理者は、提供した通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

- 二 事業者は、提供した地域密着型通所介護及び予防通所介護相当に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 三 事業者は、提供した地域密着型通所介護及び予防通所介護相当に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来る物とする。）を定期的で開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - 2 虐待防止の為の指針の整備
 - 3 虐待を防止する為の定期的な研修の実施
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置(担当者:管理者がこれを兼ねる。)
- 二 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(事故発生時の対応)

第17条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村利用者家族、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

- 二 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 三 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
- 四 報告すべき事故の範囲は、原則、「八王子市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領」のとおりとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護及び予防通所介護相当の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 二 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第19条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
- 1 採用時研修 採用後2か月以内
 - 2 継続研修 年2回以上
- 二 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった後に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
 - 三 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
 - 四 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人社団健生会と健生会デイスサービスセンターたんぽぽの管理者との協議に基づき定めるものとする。

(運営推進会議)

- 第20条 事業所は、周辺地域との相互理解を深め、地域に開かれ、地域と支えあうデイサービスなるために利用者、利用者の家族、事業所の所在する市町村職員または該当圏域を管轄する地域包括支援センター職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置する。
- 二 事業所は、年2回運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

附則

- 1、この規程は、令和4年12月1日より施行する。
- 2、この規程は、令和5年4月1日より施行する。
- 3、この規程は、令和5年10月1日より施行する。

健全会デイサービスセンターたんぽぽ運営規程別紙(料金表)

・介護保険給付対象サービスの利用料

所要時間（1回あたり）	介護度区分	基本料金	1割	2割	3割
3 時間以上 4時間未満	要介護 1	4,432 円	444 円	887 円	1,330 円
	要介護 2	5,083 円	509 円	1,017 円	1,525 円
	要介護 3	5,745 円	575 円	1,149 円	1,724 円
	要介護 4	6,386 円	639 円	1,278 円	1,916 円
	要介護 5	7,059 円	706 円	1,412 円	2,118 円
4 時間以上 5時間未満	要介護 1	4,645 円	465 円	929 円	1,394 円
	要介護 2	5,329 円	533 円	1,066 円	1,599 円
	要介護 3	6,023 円	603 円	1,205 円	1,807 円
	要介護 4	6,696 円	670 円	1,340 円	2,009 円
	要介護 5	7,401 円	741 円	1,481 円	2,221 円
5 時間以上 6時間未満	要介護 1	6,995 円	700 円	1,399 円	2,099 円
	要介護 2	8,255 円	826 円	1,651 円	2,477 円
	要介護 3	9,537 円	954 円	1,908 円	2,862 円
	要介護 4	10,786 円	1,079 円	2,158 円	3,236 円
	要介護 5	12,068 円	1,207 円	2,414 円	3,621 円
6 時間以上 7時間未満	要介護 1	7,219 円	722 円	1,444 円	2,166 円
	要介護 2	8,522 円	853 円	1,705 円	2,557 円
	要介護 3	9,846 円	985 円	1,970 円	2,954 円
	要介護 4	11,160 円	1,116 円	2,232 円	3,348 円
	要介護 5	12,474 円	1,248 円	2,495 円	3,734 円
7 時間以上 8時間未満	要介護 1	8,010 円	801 円	1,602 円	2,403 円
	要介護 2	9,473 円	948 円	1,895 円	2,842 円
	要介護 3	10,979 円	1,098 円	2,196 円	3,294 円
	要介護 4	12,474 円	1,248 円	2,495 円	3,743 円
	要介護 5	13,969 円	1,397 円	2,794 円	4,191 円
8 時間以上 9時間未満	要介護 1	8,330 円	833 円	1,666 円	2,499 円
	要介護 2	9,846 円	985 円	1,970 円	2,954 円
	要介護 3	11,406 円	1,141 円	2,282 円	3,422 円
	要介護 4	12,986 円	1,299 円	2,598 円	3,896 円
	要介護 5	14,524 円	1,453 円	2,905 円	4,356 円

加算の種類	基本料金	1割	2割	3割	算定
【入浴介助加算（Ⅰ）】 入浴介助を適切に行うことが出来る人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合（1日につき）	427 円	43 円	86 円	129 円	<input checked="" type="checkbox"/>
【入浴介助加算（Ⅱ）】 （上記要件に加えて）医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。居宅訪問した医師等と連携の下で当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行う場合（1日につき）	587 円	59 円	118 円	177 円	<input type="checkbox"/>
【ADL 維持等加算（Ⅰ）】 一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合い（バーセルインデックスの数値で測定し、ADL 値を報告）が一定の水準（調整済み ADL 利得を平均して得た値が1以上）を超えた場合（1月につき）	320 円	32 円	64 円	96 円	<input type="checkbox"/>
【ADL 維持等加算（Ⅱ）】 ADL 維持等加算（Ⅰ）の要件を満たした通所介護事業所で、評価対象利用者の調整済み ADL 利得を平均して得た値が2以上である場合（1月につき）	640 円	64 円	128 円	192 円	<input type="checkbox"/>
【科学的介護推進体制加算】 利用者の基本的なデータ（ADL（日常生活動作）の値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状、その他心身の状況）を厚労省に提出し、データベースを活用してサービス計画を確認するなど、PDCA サイクルを推進してケアの質を向上させる取り組みを評価する（1月につき）	427 円	43 円	86 円	142 円	<input checked="" type="checkbox"/>
【栄養スクリーニング加算（Ⅰ）】 当該事業所の従業者が利用開始時および利用中6か月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合（1回につき）	213 円	22 円	43 円	64 円	<input type="checkbox"/>
【認知症加算】 当該加算の体制・人材要件を満たし、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が20%以上であった場合（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して加算（1日につき）	640 円	64 円	128 円	192 円	<input checked="" type="checkbox"/>
【若年性認知症利用者受入加算】 40～65 歳未満の認知症利用者にサービスを提供した場合（1日につき）※認知症加算を算定している場合は算定されません。	640 円	64 円	128 円	192 円	<input checked="" type="checkbox"/>
【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）】 以下のいずれかに該当する事。①介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が70%以上の場合②勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の場合（1回につき）	234 円	24 円	47 円	71 円	<input checked="" type="checkbox"/>

【サービス提供体制強化加算（Ⅱ）】 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の 場合（1回につき）	192 円	20 円	39 円	58 円	<input type="checkbox"/>
【介護職員処遇改善加算（Ⅰ）】 【介護報酬相単位数（基本サービス費+各種加減算）×5.9%（1 単 位未満・四捨五入）】×10.68 円（1 円未満切り捨て）		基本利用料 の 1 割	基本利用 料の 2 割	基本利 用料の 3 割	<input checked="" type="checkbox"/>
【ベースアップ等支援加算】 【介護報酬相単位数（基本サービス費+各種加減算）×1.1%（1 単位 未満・四捨五入）】×10.68 円（1 円未満切り捨て）		基本利用料 の 1 割	基本利用 料の 2 割	基本利 用料の 3 割	<input checked="" type="checkbox"/>

2022 年 12 月 3 級地 （単位：円）

・介護保険給付対象外サービスの利用料

食事の提供	昼食代 1食 750円 おやつ代 1回 50円 合計 800円
その他日常生活費	日常生活品の購入代金等日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが 適当であるものにかかる費用は実費 (おむつ代・パット代は種類に応じて実費相当額)
通常実施地域以外の交通費	1kmにつき 100円
認定区分非該当の(自立)場合 の利用	認定申請中に先行利用で認定区分が非該当(自立)になった場合、1回につき4,464円 の実費

・キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の
料金をいただきます。ただし、当日ご利用者の体調不良等の場合には、
8時10分～8時40分までにご連絡頂ければ、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	800円（食材料費相当）

【予防】健全会デイサービスセンターたんぽぽ運営規程別紙(料金表)

・介護保険給付対象サービスの利用料

介護度区分	基本料金	1割	2割	3割
要支援 1	17,856円	1,786円	3,572円	5,357円
要支援 2	36,611円	3,662円	7,323円	10,984円

加算の種類	基本料金	1割	2割	3割	算定
【運動器機能向上加算】 当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施され、利用者の心身の状態の維持または向上に資するサービスを提供した場合（1月につき）	2,403円	241円	481円	721円	<input checked="" type="checkbox"/>
【生活機能向上グループ活動加算】 利用者の生活機能の向上を目的とし、共通の課題を有する複数の利用者でグループを作り、日常生活上の支援のための活動を行った場合（1月につき）	1,068円	161円	214円	321円	<input checked="" type="checkbox"/>
【若年性認知症利用者受入加算】 40～65歳未満の認知症利用者にサービスを提供した場合（1日につき）	2,563円	257円	513円	769円	<input checked="" type="checkbox"/>
【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）】 以下のいずれかに該当する事。①介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が70%以上の場合②勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の場合（1月につき）	要支援 1:939円	94円	188円	282円	<input checked="" type="checkbox"/>
	要支援 2:1,879円	188円	376円	564円	
【サービス提供体制強化加算（Ⅱ）】 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合（1月につき）	要支援 1:768円	77円	154円	231円	<input type="checkbox"/>
	要支援 2:1,537円	154円	308円	462円	
【科学的介護推進体制加算】 利用者の基本的なデータ（ADL（日常生活動作）の値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状、その他心身の状況）を厚労省に提出し、データベースを活用してサービス計画を確認するなど、PDCAサイクルを推進してケアの質を向上させる取り組みを評価する（1月につき）	427円	43円	86円	129円	<input checked="" type="checkbox"/>
【介護職員処遇改善加算（Ⅰ）】 【介護報酬相単位数（基本サービス費＋各種加減算）×5.9%（1単位数未満・四捨五入）】×10.68円（1円未満切り捨て）		基本利用料の1割	基本利用料の2割	基本利用料の3割	<input checked="" type="checkbox"/>

【ベースアップ等支援加算】 【介護報酬相単位数（基本サービス費+各種加減算）×1.1%（1単位未満・四捨五入）】×10.68円（1円未満切り捨て）	基本利用料の1割	基本利用料の2割	基本利用料の3割	<input checked="" type="checkbox"/>
--	----------	----------	----------	-------------------------------------

2022年12月 3級地 (単位:円)

・介護保険給付対象外のサービスの利用料

食事の提供	昼食代 1食 750円 おやつ代 1回 50円 合計 800円
その他日常生活費	日常生活品の購入代金等日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用は実費（おむつ代・パット代は種類に応じて実費相当額）
通常実施地域以外の交通費	1kmにつき 100円
認定区分非該当の（自立） 場合の利用	認定申請中に先行利用で認定区分が非該当（自立）になった場合、1回につき 4,464円の実費

・キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をいただきます。ただし、当日ご利用者の体調不良等の場合には、8時10分～8時40分までにご連絡頂ければ、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	800円（食材料費相当）